船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和８年１１月１８日
国土交通省海事局

国土交通省では、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）の一部を改正する省令の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント：意見募集案件」欄に掲載します。

３．意見募集期間

令和８年11月18日（水）から令和８年12月17日（木）まで（必着）

４．意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

②電子メール　※テキスト形式でお願い致します。

宛先メールアドレス：　hqt-pabukome-horei@gxb.mlit.go.jp

件名：船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

③郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省海事局内航課　意見募集担当宛

５．留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

６．お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課　意見募集担当

電話番号０３－５２５３－８６２７